

「平成24年度石川県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見書

住所：金沢市西念3-3-5

氏名：石川県生活協同組合連合会企画運営委員会委員長 脇坂喜文

（企業・団体の場合、企業・団体名、部署名、担当者名を記入して下さい）

性別（○を付けて下さい） 男性 ・ 女性

年齢（○を付けて下さい） 10代・20代・30代・40代・50代・60代以上

電話番号：076-264-0550

（ご意見の内容を確認することがありますので、ご記入願います）

（提出頂くご意見の項目の□にレを付けて下さい）

- 第1 基本的方針
- 第2 監視指導の実施体制
- 第3 監視指導事項
- 第4 具体的施策
- 第5 違反発見時の対応
- 第6 計画の実施状況等の公表及びリスクコミュニケーションの実施
- 第7 食中毒等の健康危害発生時の対応
- 第8 食品等事業者の自主的衛生管理の推進
- 第9 食品衛生に係る人材育成・資質向上等
- 第10 食品衛生法以外の法令等に基づく監視指導

日頃より県民の食の安全・安心を守るために、さまざまな取り組みをされていることに敬意を表します。平成24年度石川県食品衛生監視指導計画（案）に関して、意見を述べます。

【意見1】パブリックコメントの募集期間の延長

●パブリックコメントは当会のみが意見書を提出しているのが現状であり、厚生労働省告示第301号「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に記載されている「地域の消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求め～」という趣旨に沿っているとは言いがたい状況です。パブリックコメントの募集期間は現在2週間ですが、1か月程度の期間の延長と、よりわかりやすい提案の工夫をお願いいたします。たとえば「食品の安全・安心対策懇話会」委員の所属団体へパブリックコメント提出を呼びかけることや、住民参加型の意見交換の場の設置など、さらなるリスクコミュニケーションの取り組みをお願いします。

【意見2】食の安全安心条例の策定について

●本県においては平成16年に「食の安全・安心の確保に関する基本方針」が策定されましたが、全国ではすでに28県において食の安全に関する条例が制定されております。

条例とは行政・県民・事業者それぞれが責務と役割を自覚し、一体となってそれぞれの施策や取組みを総合的・計画的に推進するための、自治体の憲法といえるものです。食の安全安心条例を制定するプロセスを協働の力で取り組むことそのものが、県民ならびに事業者への食の安全安心の啓発につながります。具体化に向け、引き続き調査・研究をすすめていただきますようお願いいたします。

【意見3】監視指導の実施体制 監視指導事項について

●「生食用食肉」による食中毒対策の強化について

昨年4月に北陸3県を中心に焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事故が発生したことを受けて、厚生労働省より「生食用食肉の規格基準」が設定され10月1日より施行となったところですが、今年1月に北海道の焼肉店でカンピロバクターによる食中毒事故が発生し、新基準違反で全国初の摘発となりました。また石川県では今年の2月末に金沢市内の焼肉店で、衛生基準を満たしていない牛肉ユッケをお客に提供していた基準違反として、金沢市保健所から焼肉店に対して嚴重注意がされました。平成24年10月1日までに都道府県条例等において、生食用食肉(牛肉)を取扱う食肉処理業、食肉販売業及び飲食店営業の施設基準が改正される予定と聞いております。

つきましては、県としても、食肉取扱い施設に対する「生食用食肉の規格基準」及び「施設基準」の遵守状況の監視指導について、立ち入り検査の強化も含めて実効性のある取組みをすすめていただくようお願いいたします。

●「生食用食肉」の危険性についての消費者への情報提供

昨年は北陸3県を中心に焼肉チェーン店で提供された牛肉ユッケによる集団食中毒事故が発生しました。患者は成人に留まらず子どもや高齢者など多世代に及んでいたことから、外食の普及と新たな食文化に対応した消費者への食の安全の情報提供が未然防止の要となります。生食肉等の危険性の啓発については、チラシなどの配布にとどまらず、消費者団体や食育関係者と連携したツール作成や、マスメディアの活用、人から人に伝えやすい口コミのプログラム作成など、実効性のある取組みをすすめてください。

【意見4】具体的施策について

●食中毒防止対策について

今年1月、金沢の和菓子店が製造した大福餅で、従業員の手からの付着が原因と思われるノロウイルス食中毒により30人の患者がでました。機械製造ではなく、人間の手の微妙な感覚で作りあげる商品に、手袋の装着を義務づけることは困難です。とくにこのように直接素手で作りあげる商品は従業員の日常的なうがい・手洗いはもちろんのこと、従業員が感染した場合の上司への報告、感染した場合は現場作業に従事させないことなど、立入り点検の際に再度強調していただきますようお願いいたします。

【意見5】具体的施策 食品中の放射性物質対策

●福島原発事故による放射能汚染への対応について

放射性物質にかかわる食の安全・安心の課題は、依然、消費者の関心が高く、引き続き放射能問題への取り組みは重要であると考えます。また最近の国・各自治体での放射能検査結果でも、継続的に農産物・水産物を中心に検査NG品が散見されます。

現在、東日本の17都府県について放射能検査計画策定指示が出され、放射性物質の検査がおこなわれていますが、今年4月より暫定規制値が見直し・強化され、新基準値に基づく運用が開始されます。

つきましては、県としても生鮮食品を中心として東日本地域から入荷し販売されている食品の放射能モニタリング検査の実施と、広く県民に対する情報提供などの取り組みをお願いします。

●食品中の放射性物質対策

放射性物質が食品の安全性に与える影響については、さまざまな情報が飛び交い県民の不安が増しています。今まで十分な放射能教育がなされて来なかったためであり、地道で冷静な事実に基づくリスクコミュニケーションが必要とされていると思われれます。「実際の食生活への影響調査（陰膳方式の放射能検査）」を石川県でも実施して日本生協連の調査結果と比較するなど、具体的な食生活に活かせる情報提供を行う取り組みをすすめてください。

また、県では有害野生鳥獣の活用としてジビエ料理の推進を検討されておられますが、東北地方ではキノコ、イノシシ、川魚などから検査NGが出ています。個体毎に食の履歴が異なることから、検査体制の充実を図って安全な県産食材の利用普及に取り組まれるようお願いいたします。

【意見7】食品衛生法以外の法令等に基づく監視指導

●食品表示の適正化事業の推進と産地判別検査について

食品の産地・原料偽装について、全国的には依然として、偽装・不適性表示事件が継続的に発生しており、再び、うなぎをはじめとした国産原料の高騰と価格差を背景に、偽装方法の巧妙化による事件の多発化が懸念されるところです。昨今、科学的知見の発展に基づく、安定同位体分析や遺伝子解析による産地原料偽装検証の新しい検査技術が民間検査研究機関を中心として開発されております。

つきましては、県としても食品表示について、社会的検証とともに科学的検証による表示の実効性ある食品表示の適正化事業の推進をすすめていくよう、新しい検査技術の調査研究の着手を要望します。

【意見8】食品など事業者の自主衛生管理の推進

●本県の食品製造業は中小のメーカーが多く、「総合衛生管理製造過程の認証制度」の認証工場は乳業メーカーなど数えるほどとなっています。食品の製造・加工施設におけるHACCPシステムの概念の導入は、食品の安全性制確保のために有効な手法であり、近年は独自の地域版HACCPを制定する自治体が増えてきております。HACCPの認証工場で製造された食品を選べることは、消費者が安全な食品を選択する権利を保障する上で有効と思われれますが、地域版HACCPであれば表示が可能です。ぜひ本県に

おかれましても石川県版H A C C Pの認証制度について導入の検討をお願いいたします。その際は金沢市の「食品衛生自主管理認証制度」との連携を図っていただき、石川県産の食の魅力の発信につなげていただくよう要望します。